

観光庁

平成31年度

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)

外国人観光案内所（非常用電源装置等の整備）

【応募要領】



平成31年4月

(観光庁外客受入担当参事官室)

〔 目 次 〕

1. 補助金の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象とする外国人観光案内所に求められる機能
4. 補助対象経費
5. 補助率等
6. 観光案内所における運用開始等期限
7. 事業のスキーム
8. 応募件数
9. 応募手続きの概要
10. 審査結果の通知
11. 交付決定
12. 補助金の交付
13. 交付決定後の注意事項
14. 事業評価
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合
16. その他

1. 補助金の目的

訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、観光地の魅力向上等を図るため、訪日外国人旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業に対して補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、災害等の非常時においても訪日外国人旅行者が安心して日本を旅行できるよう、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年9月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づき、外国人観光案内所の業務継続能力の強化を図るため、非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費の一部を補助するものです。

※ 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定が適用されるほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同交付要領の定めによります。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の(1)から(4)の事業者であって、日本政府観光局がカテゴリーI以上の認定をした又は認定する見込みがある外国人観光案内所（以下「観光案内所」という。）^{*1}、設置主体又は運営主体とします。

(1) 地方公共団体

地方公共団体には、港務局を含みます。

(2) 民間事業者

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要があります。

民間事業者には、公共交通事業者^{*2}を含みます。ただし、以下の公共交通事業者は除きます。

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・特定本邦航空運送事業者

また、以下の公共交通事業者については、地方部^{※3}における事業に限ります。

- ・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領の別添を参照のこと)

(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除きます。

(4) 空港・港湾管理に関連する協議会等^{※4}

※1 「日本政府観光局がカテゴリ I 以上の認定をした又は認定する見込みがある外国人観光案内所」とは
日本政府観光局において、『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成 30 年 4 月改訂）』に基づき、サービス内容の充実度により以下の 4 つのカテゴリに分類し、「外国人観光案内所」として認定されたもの、又は認定される見込みのあるものをいいます。

■外国人観光案内所のカテゴリ

分類	主な機能
カテゴリ III	英語を含む 3 言語以上での対応（英語はスタッフが常駐）ができ、全国の観光や交通の情報提供ができる。
カテゴリ II	英語で対応できるスタッフが常駐し、広域の観光や交通の情報提供ができる。
カテゴリ I	パートタイムで英語対応可能なスタッフが在る、又は、電話通訳サービスや多言語翻訳システムの利用、ボランティアの活用等により英語対応でき、地域内の観光や交通の情報提供ができる。
パートナー施設	観光案内を専業としない施設やボランティア団体等により運営され、必要な基準を満たすもの。

(参考) 『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成 30 年 4 月改訂）』

http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/new_network/pdf/mn_reference.pdf

※2 「公共交通事業者」とは

次に掲げる者をいいます。

- 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う索道事業者に索道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びにこれらの者に車両を貸与するもの
- 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けた者
- 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナル事業を営む者
- c から e までに掲げる者を構成員に含む団体及びこれらに掲げる者に準ずるものとして大臣が認定したもの
- 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第 19 条の 4 第 1 項に規定する対外旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間におけるものを

除く。)、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

- h 国内一般旅客定期航路事業、不定期航路事業及び旅客不定期航路事業を営む者に船舶を貸与する者又は国内一般旅客定期航路事業、不定期航路事業及び旅客不定期航路事業を営む者を構成員に含む団体
- i 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であつて、当該輸送施設を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し又は管理する者
- j 関係する地方公共団体(港務局を含む。)、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局及び訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体
- k 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者
- l 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
- m 空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会
- n 上記の者で構成される団体

※3 「地方部」とは東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域をいいます。

※4 「空港・港湾管理に関連する協議会等」とは

空港法第14条第1項に規定する協議会に加えて、次に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいいます。

- ・関係する地方公共団体(港務局を含みます。)
- ・地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含みます。)
- ・その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者。

3. 補助対象とする外国人観光案内所に求められる機能

本支援措置の対象となる観光案内所は、災害等の発生時(予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含みます。以下同じ。)における訪日外国人旅行者の受入れに関し、以下の要件が求められます。

- (1) 災害等の発生が観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- (2) 災害等の発生が観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- (3) (1) 又は (2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- (4) 訪日外国人旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末への充電サービスを提供すること。

※ 災害時（停電時）において、情報端末の充電サービスが利用可能である旨を公衆に見やすいよう多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む）。

(5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内用タブレット端末又は多言語翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

4. 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、非常用電源装置及び携帯電話充電機器等の整備に要する経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

(1) 非常用電源装置等の整備

・災害時における観光案内所の業務継続能力の強化を図るため、以下のア)、イ)及びウ)に掲げる費用を補助対象経費とします。

ア) 非常用電源装置

- ・災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあつて、必要な案内業務、旅行者の携帯電話の充電等が実施可能な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する費用。
- ・電源の利用は、観光案内所の運営に必要な範囲に限ります。

イ) 情報端末への電源供給機器

- ・災害時（停電時等）において訪日外国人旅行者が災害情報や交通情報等を入手できるよう観光案内所において複数の携帯電話等を充電するための機器（携帯電話等の充電機器等）の設置に要する費用。
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助の対象となりません。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となります。

ウ) その他

- ・非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随する機器（ドラムコード等）に要する費用。

(2) 他の予算制度との整理

国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。

〔例. 国土交通省：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
内閣府：地方創生拠点整備交付金 等〕

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

(3) 補助金全般について

明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象としますが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としません。

また、ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費も補助対象としません。

なお、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象外となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

5. 補助率等

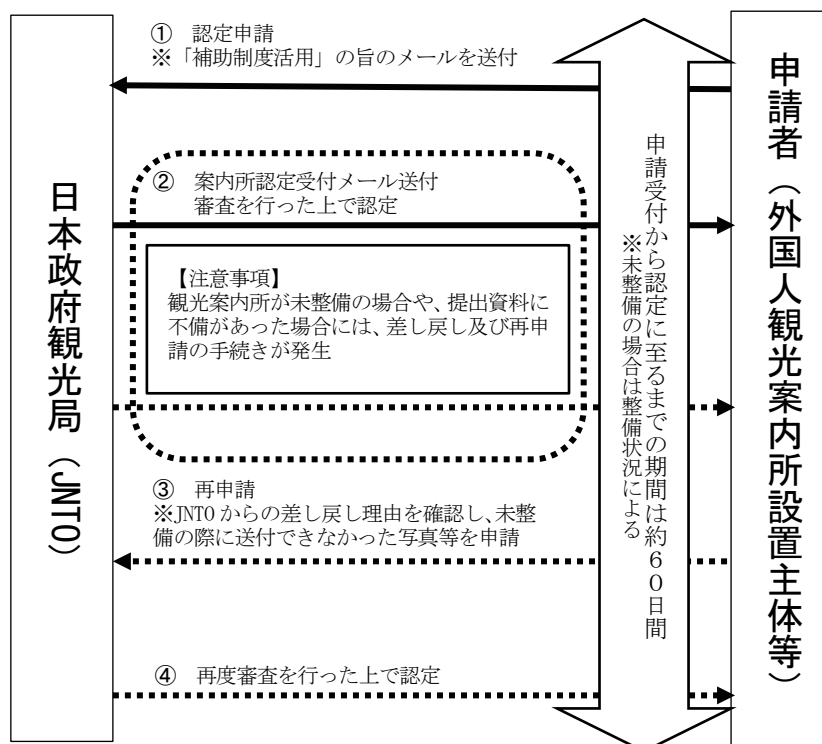
補助対象経費の2分の1以内となります。

6. 観光案内所における運用開始等期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価（「14. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による受入環境整備を行ってください。

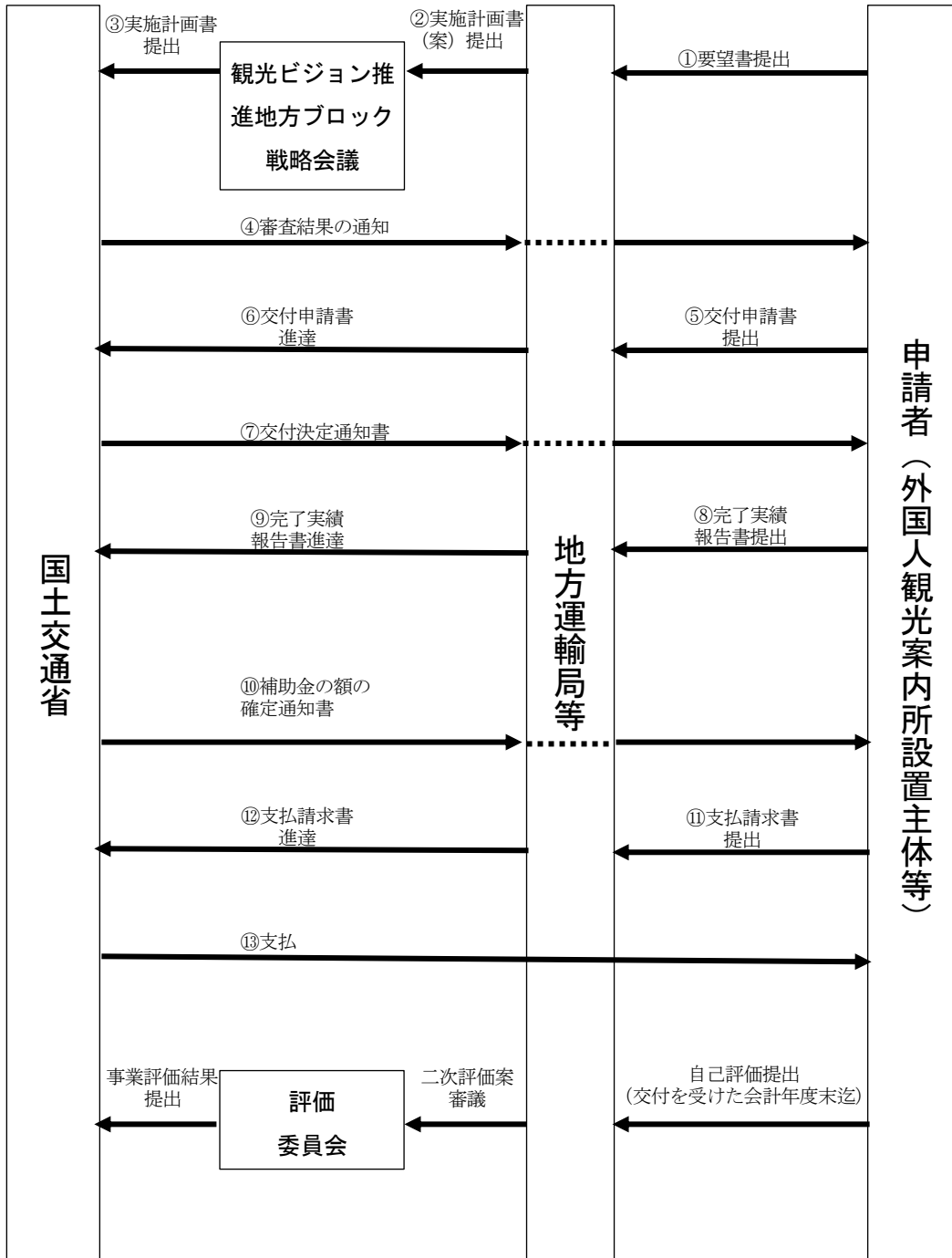
なお、やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、令和2年3月10日までに、その理由を付して状況報告書を提出してください。

■外国人観光案内所カテゴリー認定取得のスキーム



※申請作業の詳細については、「9. 応募手続きの概要 (3) ⑥」を参照

7. 事業のスキーム



8. 応募件数

応募は、一つの観光案内所につき、要望書提出は1件とします（同一の設置主体が複数の観光案内所について応募を希望する場合は、観光案内所ごとに要望書を作成してください）。

※「4. 補助対象経費」以外の観光案内所の機能向上について申請される場合は、別途、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（観光案内所）をご参照ください。

9. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

平成31年4月26日(金)～令和元年10月31日(木)17時 [必着]

※原則、応募いただいた月の翌月末をメドに審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

(2) 提出先（お問い合わせ先）

■提出先（鉄道・自動車・海事に関する公共交通事業者及び港湾に関する事業者を除く）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 F A X 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 F A X 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 F A X 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 F A X 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 F A X 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 F A X 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 F A X 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6735 F A X 087-802-6732
九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334

沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369
-------------------	---

■提出先（鉄道に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 鉄道部計画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 電話 011-290-2731 F A X 011-290-2717
東北運輸局 鉄道部計画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 電話 022-791-7526 F A X 022-299-8810
関東運輸局 鉄道部計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7243 F A X 045-212-2011
北陸信越運輸局 鉄道部計画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9153 F A X 025-285-9173
中部運輸局 鉄道部計画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8033 F A X 052-952-8086
近畿運輸局 鉄道部計画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6442 F A X 06-6949-6529
中国運輸局 鉄道部計画課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-8797 F A X 082-228-9411
四国運輸局 鉄道部計画課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6755 F A X 087-802-6756
九州運輸局 鉄道部計画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-4051 F A X 092-472-2353
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（自動車に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 自動車部 旅客第一課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 電話 011-290-2741 F A X 011-290-2704
東北運輸局 自動車部 旅客第一課（バス） 旅客第二課（タクシー）	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 （バス）電話 022-791-7529 F A X 022-299-0940 （タクシー）電話 022-791-7530 F A X 022-299-0940
関東運輸局 自動車部	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 （バス）電話 045-211-7245 F A X 045-201-8802

旅客第一課 (バス) 旅客第二課 (タクシー)	(タクシー) 電話 045-211-7246 F A X 045-201-8802
北陸信越運輸局 自動車部 旅客第一課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9154 F A X 025-285-9174
中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8035 F A X 052-961-0816
近畿運輸局 自動車部 旅客第一課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6445 F A X 06-6949-6531
中国運輸局 自動車部 旅客第一課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3436 F A X 082-228-3452
四国運輸局 自動車交通部 旅客課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6771 F A X 087-802-6775
九州運輸局 自動車部 旅客第一課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-2521 F A X 092-472-3616
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（海事に関する公共交通事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 電話 011-290-1011 F A X 011-290-1021
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 電話 022-791-7512 F A X 022-299-8875
関東運輸局 海事振興部旅客課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7214 F A X 045-201-8788
北陸信越運輸局 海事部海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9156 F A X 025-285-9176
中部運輸局 海事振興部旅客課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8013 F A X 052-952-8084

近畿運輸局 海事振興部旅客課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6416 F A X 06-6949-6457
神戸運輸管理部 運輸監理部旅客課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 電話 078-321-3146 F A X 078-321-7026
中国運輸局 海事振興部旅客課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3679 F A X 082-228-7309
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6807 F A X 087-802-6815
九州運輸局 海事振興部旅客課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-3155 F A X 092-472-3301
沖縄総合事務局 運輸部総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（港湾に関する事業者）

担当部署	お問い合わせ先
北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 電話 011-709-2137 F A X 011-709-2147
東北地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 電話 022-716-0005 F A X 022-716-0017
関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7416 F A X 045-211-0204
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館 電話 025-370-6706 F A X 025-280-8783
中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル内 電話 052-209-6323 F A X 052-203-9739
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 電話 078-391-8361 F A X 078-325-8288
中国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル 電話 082-511-3928 F A X 082-511-3910

四国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 電話 087-811-8360 F A X 087-811-8426
九州地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 電話 092-418-3379 F A X 092-418-3037
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1906 F A X 098-861-9916

(3) 提出書類等

① 要望書

- ・ 本募集で指定する要望書様式（別紙様式を含む。）を必ず使用してください。
- ・ 観光案内所の外観・内観、改修及び機器を取り付けようとする箇所等の写真をご用意ください。
- ※ 不要なシートについては削除のうえご提出願います。

② 設計図、図面等

- ・ 設計図等をご用意いただき、今回の事業により機器の設置を行う箇所等をお示ください。

③ 観光案内所の場所がわかる地図等

- ・ 観光案内所周辺や、旅行者が観光案内所へ訪れるための合理的なルートをお示ください。
- ・ 災害時に提供する情報端末の充電サービス等について、情報発信する場所をお示ください。

④ 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・ 補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）
- ・ 複数の事業者からの見積書をご用意ください
- ・ 複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。

⑤ 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等

- ・ 経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
- ・ 地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。

⑥ 外国人観光案内所認定申請の受付通知メール

- ・新規又はカテゴリー変更により、日本政府観光局のカテゴリーの認定を取得しようとする場合は、「観光案内所認定申請システム」※により、認定申請を受け付けた際に申請者へ送られる電子メール文をご用意ください。なお、既に「2. 補助対象事業者」の要件として定められたカテゴリーを取得している場合は、提出は不要です。

※「観光案内所認定申請システム」とは

新規に申請する場合は、JNTOアカウント登録を行った後、JNTO認定外国人観光案内所専用サイトでの情報登録が必要です。

- ・アカウント登録 https://tic.jnto.go.jp/apply/tic/entry_1.php
- ・JNTO認定外国人観光案内所専用サイト <https://tic.jnto.go.jp/apply/tic/>

(4) 提出方法（まずは(2)提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）

書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。
- ・①については、エクセル形式で、②～⑥については、PDF形式でお願いいたします。
- ・また、①～⑥までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（外国人観光案内所）」と朱書きしてください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

10. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

1 1. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額[※]を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

1 2. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金が交付されません。なお、必要書類の不足や内容不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたとみなされませんのでご注意ください。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消

す場合があります。

- ・完了実績報告書提出時には、機器設置前、設置後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

1 3. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日(最終改正平成31年4月26日))第85条第1項第1号参照) また、交付の決定に係る申請の取下げをするとき、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第94条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業において取得した財産について、下記の①から③に従い、適切な管理運用を図らなければなりません。

①管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければなりません。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとします。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って

管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

③財産処分の制限

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、事業終了後も一定期間^{※1}において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産に毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令15号）又は国土交通省告示で定める期間によります。

※2 処分とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

14. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。
 - (ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

16. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)